



平成 18 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 キ ュ ー サ イ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 野 孝
コ ー ド 番 号 2 5 9 6 東 証 第 二 部 ・ 福 証
問 い 合 せ 先
専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 原 田 晋 吾
T E L 0 9 2 - 7 2 4 - 0 1 7 9

定款一部変更等並びに臨時株主総会及び 当社普通株主にかかる種類株主総会招集のための基準日設定 に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 25 日開催の取締役会において、平成 18 年 10 月 6 日に開始され同年 12 月 1 日に決済されたグリーン・パートナーズ B 株式会社(以下「グリーン・パートナーズ B」という。)による当社普通株式に対する公開買付けに関連し、以下のとおり、当社定款の一部変更並びに当社による当社全普通株式の取得及び当該取得と引換えによる当社種類株式の交付(以下総称して「本定款一部変更等」という。)を決定し、また、本定款一部変更等のため平成 19 年 2 月 22 日開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会の基準日を設定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本定款一部変更等の目的

グリーン・パートナーズ B は、平成 18 年 10 月 6 日から当社普通株式に対し公開買付けを行い、平成 18 年 12 月 1 日(決済日)をもって、当社普通株式 31,953,850 株(総株主の議決権の数に対する所有割合:97.9%(平成 18 年 2 月 28 日発行済株式総数(自己株式は含まず。))を基準に算出しています。)を取得しましたが、当社の企業価値のより一層の向上を図るために、迅速かつ機動的な事業遂行が可能となるよう、本定款一部変更等により、当社を完全子会社化して上場廃止とすることを企図しております。

当社としても、当社の経営基盤の一層の強化を図り、さらに、成長性のある新たな事業戦略を推進し、当社の企業価値の向上を実現するためには、本定款一部変更等による上場廃止により、当社を非上場化し、磐石な経営基盤を築き、迅速な意思決定体制を構築するとともに、グリーン・パートナーズ B の間接的な出資者であるエヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長:山村信一)、日本産業パートナーズ株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長:馬上英実)及びポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長:木村雄治)のネットワークや信用力等を有効に活用し、幅広い支援を受けることが最良との結論に至っております。

グリーン・パートナーズ B は、当社普通株式に対して実施した公開買付けを完了した時点では、グリーン・パートナーズ B を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施すること等を企図しておりました。しかし、その後、多角的な検討を行った結果、財務戦略の総合的観点



等から、グリーン・パートナーズ B は、当社の定款の一部を変更して当社を種類株式発行会社としたうえで、当社普通株式に、当社普通株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」という。)を付すための定款の一部の変更を行い、さらに、会社法第 171 条及び当該変更後の当社定款に基づき、当社が当社全普通株式を取得して、当該取得と引換えに、グリーン・パートナーズ B 以外の当社株主に対して当社が交付する当社種類株式が 1 株未満の端数となるように当社種類株式を交付することにより当社を完全子会社化することいたしました。このように、当社を完全子会社化する方法が変更されましたが、本定款一部変更等に関連し 1 株未満の端数の処理としてグリーン・パートナーズ B 以外の当社株主に対して交付される現金の金額は、グリーン・パートナーズ B が当社普通株式に公開買付けを行った際における買付価格(1,920 円)を基準に算出される見込みであり、原則として、公開買付けにかかる買付価格や株式交換を実施した場合において交付される現金の金額と比べ不利なものにはならない予定です。ただし、当社株主により、後述する会社法第 116 条及び第 117 条に基づいて当社に対し株式買取請求がなされた場合若しくは裁判所に対して価格決定の申立てがなされた場合、又は会社法第 172 条に基づき裁判所に対して全部取得条項が付された当社普通株式の当社による取得の価格の決定の申立てがなされた場合には、最終的に当該株主に交付される現金の金額が上記買付価格と異なるものとなる可能性があります。

本定款一部変更等により、全部取得条項を付した当社全普通株式の取得と引換えに当社普通株式の株主に対して当社が交付する種類株式の種類及び数は未定です。決定次第証券取引所等を通じて直ちに開示いたします。なお、当社普通株式の株主に対して当社が交付する種類株式については、東京証券取引所及び福岡証券取引所のいずれにおいても上場申請は行わない予定です。

当社普通株式に全部取得条項を付す定款変更に関しては、当該定款変更に対する当社普通株式の株主は、会社法第 116 条及び第 117 条に基づいて、当社に対し、その有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができ、裁判所に対して価格決定の申立てをすることもできます。また、かかる定款変更後において、全部取得条項が付された当社普通株式を取得する株主総会決議がなされた場合には、当社普通株式の株主は、会社法第 172 条に基づき、裁判所に対して、全部取得条項が付された当社普通株式の当社による取得の価格の決定の申立てをすることもできます。

本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式にかかる株券は、平成 19 年 2 月 23 日から 3 月 22 日までの間、整理ポストに割り当てられた後、3 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所又は福岡証券取引所において取引することはできません。

2. 本定款一部変更等の要旨

(1) 本定款一部変更等の日程の概略(予定)

取締役会決議(基準日設定)	平成 18 年 12 月 25 日(月)
基準日(臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会)	平成 19 年 1 月 10 日(水)
取締役会決議(臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会招集)	2 月 1 日(木)
臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会開催	2 月 22 日(木)
株券提出手続の開始日(株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知)	2 月 23 日(金)
整理ポストへの割当て	2 月 23 日(金)
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	3 月 22 日(木)



当社普通株式にかかる株券の上場廃止	3月23日(金)
株券提出の期限	3月29日(木)
当社による全普通株式取得及び種類株式交付の効力発生	3月29日(木)

上記日程は、現時点における予定であり、今後、日程又は手続が変更され、又は追加されることがあります。

基準日(臨時株主総会及び当社普通株主にかかる種類株主総会)については、後記3.をご参照下さい。

(2) 本定款一部変更等の内容の概略(予定)

当社は、定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めをすること、定款の一部を変更し、当社の普通株式に全部取得条項を付す旨の定めをすること、並びに 会社法第 171 条及び当該変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社普通株主から当社全普通株式を取得し、当社全普通株式を取得するのと引換えに、当社種類株式を交付することを行う予定です。

かかる交付がなされる種類株式の種類及び数は未定ですが、当社の普通株主に対して会社法に基づいて 1 株未満の端数処理がなされる場合は、グリーン・パートナーズ B が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格(1,920 円)を基準に現金が交付される予定です。

上記各定款変更の内容並びに交付がなされる種類株式の種類及び数等の事項は、決定次第証券取引所等を通じて直ちに開示いたします。

(3) 当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、当社及び当社子会社等の取締役及び従業員に対して新株予約権(ストックオプション)を発行しておりますが、その処理の時期及び方法については、検討中のため、決定次第開示いたします。

なお、当社は、新株予約権付社債を発行していません。

(4) 本定款一部変更等後における当社の株式にかかる株券の上場廃止に関する事項

当社普通株式にかかる株券は、平成 19 年 2 月 23 日から 3 月 22 日までの間、整理ポストに割り当てられた後、3 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所又は福岡証券取引所において取引することはできません。

3. 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

(1) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

当社は、平成 19 年 2 月 22 日開催予定の臨時株主総会および当社普通株主による種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成 19 年 1 月 10 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使す



べき株主といたします。

公告日 平成 18 年 12 月 26 日
基準日 平成 19 年 1 月 10 日
公告掲載方法 当社ホームページ
<http://www.qsaiir.co.jp/j/koukoku.html>

(2) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会について

開催予定 平成 19 年 2 月 22 日

臨時株主総会においては、定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めをすること、定款の一部を変更し、当社の普通株式に全部取得条項を付す旨の定めをすること、並びに会社法第 171 条及び当該変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社全普通株主から当社全普通株式を取得し、当社全普通株式を取得するのと引換えに、当社種類株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

また、当社は、臨時株主総会において が承認されますと会社法上の種類株式発行会社となります。会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、 は、当社普通株主による種類株主総会の承認が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものです。

なお、定款変更案の新旧対照表その他の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会に関する詳細については、決定次第ご報告させていただきます。

4. 本定款一部変更等後の状況

(1) 今後の予定

本定款一部変更等による、商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金の変更はありません。

(2) 本定款一部変更等による業績への影響の見通し

本定款一部変更等による当社の連結及び単体業績への影響は想定しておりません。

以 上